

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
86	環境局 (公益財団法人東京都市環境公社)	債権管理を適切に行うべきもの	公社の各契約書では、代金は請求書を受領した日の翌日から30日以内に支払わなければならないが、未収金が発生して支払までの期間は最長でも3か月となる。 しかしながら、平成26年度末において未収金が発生してから回収しないまま3か月を超えているものがあり、その中には平成24年度以前に発生した未収金で、回収に着手できないに陥っている事例も認められた。これらは下記のような理由となり、生じたものである。 ① 請求書等の債権の存在を示す記録が残っていない。 ② 期日までの入金がない場合に督促が行われていない。 ③ 債務者に対して未収金の残高確認をしていない。 公社は、債権管理を適切に行われた。	監査終了後直ちに整理係において、未収金の現状を把握した。 また、整理係から未収金情報や毎月提供し、各執行課の営業窓口より債務者に対する残高確認や必要に応じた督促を実施するという、未収金回収のルールを明確化し、平成27年11月26日に開催した契約事務説明会において全部署の庶務担当係長に伝達し、同年12月より運用を開始した。
87	福祉保健局 (社会福祉法人恩賜財団東京都同胞援護会)	補助金の返還を求めらるべきもの	局は、保育所の運営等に要する費用の一部を社会福祉法人等に対して補助している。この補助金の交付状況について見たところ、法人は、努力・実績加算項目のうち異年齢児交流(小学校低学年児童受入れ)において、補助要件を満たしていないものをポイント数として算定したため、16万3,000円が過大に交付されている。	過大に交付した補助金(16万3,000円)については、平成28年2月8日に法人より返還された。
88	福祉保健局 (社会福祉法人恩賜財団東京都同胞援護会)	補助金の返還を求めらるべきもの	局は、保育所の運営等に要する費用の一部を社会福祉法人等に対して補助している。この補助金の交付状況について見たところ、法人は、努力・実績加算項目のうち在宅支援活動(出前保育)において、補助要件を満たしていないものをポイント数として算定したため、96万1,000円が過大に交付されている。	過大に交付した補助金(96万1,000円)については、平成28年2月18日に法人より返還された。
89	福祉保健局 (社会福祉法人恩賜財団東京都同胞援護会)	補助金の返還を求めらるべきもの	局は、養護老人ホーム等の運営等に要する費用の一部を社会福祉法人等に対して補助している。この補助金の交付状況について見たところ、法人は、介護予防加算項目に係る対象者数を誤って算定したため、6万2,000円が過大に交付されている。	過大に交付した補助金(6万2,000円)については、平成28年2月2日に法人より返還された。
90	福祉保健局 (社会福祉法人東京家庭学校)	補助金の返還を求めらるべきもの	局は、保育所の運営等に要する費用の一部を社会福祉法人等に対して補助している。この補助金の交付状況について見たところ、法人は、①基本補助である在籍児童数から誤って算定した、また、努力・実績加算項目のうち②障害児保育事業(その他)知的、③アレルギーマシ対応、④育児困難家庭への支援及び⑤外国人児童受入れにおいて対象児童数を誤って算定したため、19万8,000円が過大に交付されている。	過大に交付した補助金(19万8,000円)については、平成28年2月10日に法人より返還された。

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
91	福祉保健局 (社会福祉法人日野の基社会事業団)	補助金の返還を求めらるべきもの	局は、保育所の運営等に要する費用の一部を社会福祉法人等に対して補助している。この補助金の交付状況について見たところ、法人は、努力・実績加算項目のうち、異年齢児交流(小中高生の育児体験受入れ)において、補助要件を満たしていないものをポイント数として算定したため、60万円が過大に交付されている。	過大に交付した補助金(60万円)については、平成28年2月10日に法人より返還された。
92	福祉保健局 (社会福祉法人至誠学園(立川))	補助金の返還を求めらるべきもの	局は、保育所の運営等に要する費用の一部を社会福祉法人等に対して補助している。この補助金の交付状況について見たところ、法人は、努力・実績加算項目のうち、異年齢児交流(小学校低学年児童受入れ)において、補助要件を満たしていないものをポイント数として算定したため、9万8,000円が過大に交付されている。	過大に交付した補助金(9万8,000円)については、平成28年2月8日に法人より返還された。
93	福祉保健局 (社会福祉法人二葉保育園)	補助金の返還を求めらるべきもの	局は、児童養護施設等の運営等に要する費用の一部を社会福祉法人等に対して補助している。この補助金の交付状況について見たところ、法人は、努力・実績加算項目のうち、心理ケア加算において加算対象者数を誤って算定したため、12万円が過大に交付されている。	過大に交付した補助金(12万円)については、平成28年1月25日に法人より返還された。
94	福祉保健局 (社会福祉法人青少年福祉センター)	補助金の返還を求めらるべきもの	局は、児童自立生活援助事業を行う施設の運営等に要する費用の一部を社会福祉法人等に対して補助している。この補助金の交付状況について見たところ、法人は、努力・実績加算項目のうち就労支援加算において加算対象者数を誤って算定したため、11万2,000円が過大に交付されている。	過大に交付した補助金(11万2,000円)については、平成28年3月3日に法人より返還された。
95	福祉保健局 (社会福祉法人清明会)	補助金の返還を求めらるべきもの	局は、社会福祉法人等に対して補助している。ところで、努力・実績加算項目のうち利用者の状態にあった車椅子の提供について、加算の指標として、入所者の体の状態にあった車椅子等を提供するためのマニュアル(入所者の座位保持状態のチェック方法、適当な車椅子の選択方法)の作成を以て取組を実施していることと定められている。しかしながら、法人の当該マニュアルを見たところ、記載すべき利用者の座位保持状態のチェック方法が記載されていないにもかかわらず、ポイントを獲得したとして加算額が交付されていることが認められた。このため、努力・実績加算について試算すると、27万6,000円が過大に交付されている。	過大に交付した補助金(27万6,000円)については、平成28年2月17日に法人より返還された。

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
96	福祉保健局 (社会福祉 法人東京都 社会福祉事 業団)	個人情報 の管理方法 や漏えい禁 止について 仕様書に定 めるべきも の	小山児童学園では、平成26年度東京都小 山児童学園処遇記録システム保守点検委託 契約を締結している。 本契約について見たところ、以下のとおり 不適切な状況が認められた。 都と事業団の基本協定による「個人情報 取扱に関する特記事項」において、事業団は、 個人情報適正に管理しなければならず、ま た、業務を再委託した場合は、再委託先に対 し、個人情報の管理方法を文書で提示しな ければならないとされている。 しかしながら、処遇記録システムは、園の 入所児童に関する個人情報記録するもの であるにもかかわらず、園は、本契約の仕様 書において、契約の履行に当たり知り得た個 人情報の管理方法や漏えいの禁止について 定めておらず、適正でない。	個人情報の管理方法や漏え い禁止については、事業団事 務局より平成27年11 月13日付けで各施設に対 して通知し、周知を行った。 これを受け小山児童学園に おいては、平成27年度の契 約については、委託者に対し て仕様書の一部変更について通 知を行い、改めて個人情報の 管理方法や漏えい禁止につい て指導を行った。平成28年 度の契約に当たっても同様に 実施する。
97	福祉保健局 (社会福祉 法人東京都 社会福祉事 業団)	履行確認 を適正に行 うべきもの	小山児童学園では、平成26年度東京都小 山児童学園処遇記録システム保守点検委託 契約を締結しており、仕様書では、処遇記録 システムについて、四半期に一回定期保守点 検を行うこと及び障害発生時に復旧作業を 行うこととされている。 本契約について見たところ、以下のとおり 不適切な状況が認められた。 委託者から毎月提出された届を見 たところ、定期保守点検について、園は点検 実施日に口頭で報告を受けたとしているが、 実施した旨の記載がなく、履行が確認できな いにもかかわらず、契約代金を支払ってい る。	園は、仕様書に四半期毎の 定期点検実施月(6月、9 月、12月、3月)を明記し、 業務完了届に定期点検実施 日を記載することを委託者 に通知(平成27年11 月17日付)した。また、履 行状況確認についても書面 にて提出するよう指導した。 これにより、平成27 年12月の定期点検から業 務完了届と履行状況確認書 の提出がされており、適切な 履行確認を行っている。
98	福祉保健局 (社会福祉 法人東京都 社会福祉事 業団)	AED (自動体外 式除細動 器)の電極 パッドの交 換を適正に 行うべきも の	八街学園では、心停止事故などの救命救急 に使用するため、AEDを1台設置してい る。AEDは、消耗品であるパッド(電池)及び 電極パッドについて、定期的に交換を実施す る必要がある。 ところで、園のAEDを確認したところ、 パッド(電池)及び成人用電極パッドは交換が 行われており、監査日(平成27.9.25) 現在、使用期限は平成30年中となっている が、小児用電極パッドについては、使用期限 が平成26年9月となっており、交換が行わ れていない。	AEDの電極パッドの交 換については、平成27 年10月8日に小児用電極 パッドを購入し交換した。 今後は「八街学園AED (自動体外式除細動器)点検 表」により、電極パッドの使 用期限等を定期的に点検し、 再発の防止に努める。

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
99	福祉保健局 (社会福祉 法人東京都 社会福祉事 業団)	小口現金 の管理を適 切に行うべ きもの	事業団は、小口現金の取扱いについて、社 会福祉法人東京都社会福祉事業団経理規程に 基づき行っている。 小口現金の処理手続は、①小口現金取扱者 が、小口現金請求書等と引換えに使用者に現 金を渡す。②出金があった場合は、「金銭残高 金種別表」を作成し、核数の職員が確認の上、 「小口現金出納帳」に記入することとなっ ている。 ところで、小口現金の取扱いについて見た ところ、以下のような状況が認められた。 (ア) 本部では、出納のあった日の金銭残高 金種別表を作成していない事例が散見され た。また、平成26年3月31日の金種 別表が2つ存在し、残高が異なることから ちがいが正しいのか判断できない。 (イ) 七生福祉園では、日用品の購入につい て、購入時に小口現金請求書を作成して おらず、領収書のみが綴られている状況 であった。	(ア) について 平成27年10月から、出 納のあった日に金銭残高金 種別表を作成している。 平成26年3月31日の 金種別表については、最初に金 銭残高金種別表を作成した あと、出金金額の記載ミスに 気づき、新しい金銭残高金種 別表を作成したが、最初にな 成したものがそのままにな っていた。このようなこと がないように、担当者に対する 確認行為を徹底する。 (イ) について 平成27年11月1日か ら、日用品についても、購入 時に小口現金請求書を作成 し、その清算時には領 収書を出付した小口現金精 算書を作成することとした。 (ア) について 七生福祉園の菜園用ハ ウスについて、事業団におい て平成27年11月2日付け で物品整理簿に搭載を行っ た。また、平成28年2月1 日付けで物品取得報告書に より都に報告を行った。 (イ) について 千葉福祉園について、平 成28年2月1日付けで高 園において物品管理システ ムに過大搭載されている物品 を削除した。 今後、高で物品管理システ ムとの実合を行うなど、物品 実合手続の徹底等により適 切な制御に努め、物品管理 を適正に行っていく。
100	福祉保健局 (社会福祉 法人東京都 社会福祉事 業団)	物品に係 る手続及び 管理を適正 に行うべき もの	事業団は、障害者施設で使用する物品の管 理について、物品取扱要領を定めており、指 定管理料を使用して10万円以上の物品を購 入した場合は、物品整理簿に記載し、物品取 得報告書により都に報告すること、また、使 用不適となった場合は、使用不適品報告書に より報告することとなっている。 ところで、事業団物品管理状況を見ると、 次のとおり不適切な事例が認められた。 (ア) 七生福祉園では、監査日(平 成27.9.18)現在、平成26年10 月に資材を購入し組み立てた菜園用ハウス (取得価額：57万円)が、物品整理 簿に記載されおらず、かつ物品取得報 告書も提出されておらず、 (イ) 千葉福祉園では、既に廃棄された雑具 類などが園の物品管理システムに過大に 搭載されている。 また、都は、これらの物品について調査及 び改善の指示を行っている。	

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
101	福祉保健局 (社会福祉法人東京都社会福祉事業団)	指定管理に係る支払事務を適切に行うべきもの	<p>都と事業団は、基本協定並びに年度協定を締結しており、年度協定には、四半期ごとの経理状況を、各四半期終了後速やかに都に報告することと定められている。</p> <p>指定管理料は、年度協定締結後事業団が四半期ごとの年間執行計画を策定し、これに基づき都へ請求することとされており、都は請求内容を精査の上、執行基盤の範囲内において概算払いすることとしている。</p> <p>ところで、指定管理料の状況を見たところ、事業団は、経理状況報告を平成25年度は、各四半期終了後相当な期間を経過してから報告し、平成26年度は、一度も報告していないことが認められた。</p> <p>一方、局は、経理状況の報告を受ける前に翌四半期分を支出しており、また、処遇改善費については、第1四半期に年間分を支出し、年度終了後に一部が返還されていることから、年間を通じて使用されていない金額があることが認められた。</p> <p>これらのことから、局は、年間執行計画と執行状況の精査をせずに指定管理料を支出し、不要不急の資金交付をしている。</p>	<p>事業団においては、平成26年度の経理状況報告について、早急に東京都に提出した。平成27年度第1四半期分以降、各四半期終了後、速やかに経理状況報告を局に提出している。</p> <p>局においては、平成28年度以降の指定管理料支出は、事業団から四半期毎に経理状況報告を受け、東京都にて審査した後に、次期四半期の指定管理料を支出するよう、改めることとした。また、年度協定の別記様式1の請求書に内部を記載する欄を新たに設け、適切に審査できるよう改めることとした。</p>
102	福祉保健局 (日本赤十字社など6団体)	補助金における消費税の取扱いを適正に行うべきもの	<p>国や都では各種の補助金交付要綱等で、確定申告により消費税仕入控除税額が確定した場合には事業者は速やかに報告を行うことと報告後、補助金に見合う分の消費税仕入控除税額の返還義務が生じる場合があることを補助金交付決定の条件として定めている。</p> <p>ところで、認定がん診療病院機能強化事業補助金、がん診療連携拠点病院機能強化事業補助金、専門医認定支援事業補助金の3件の補助金における消費税仕入控除税額の取扱いを見たところ、確定申告後の消費税仕入控除税額の報告及び返還義務について要綱等に定めがなく、適正でない。</p>	<p>補助金における消費税の取扱いについては、総務部契約管理課より平成28年1月18日付けで各部に対して通知し、周知を行った。</p> <p>医療政策部において、仕入控除の審査から国への返還までを適正に行えるよう事務手続の流れや消費税の考え方等、部内へ周知を行った。さらに、消費税仕入控除税額の報告及び返還義務について要綱等に定めがない補助金について要綱改正を行った。</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
103	産業労働局 (公益財団法人東京観光財団)	補助対象経費の算定を適正に行うべきもの	<p>局は、財団に対してウエルカムカード作成等事業及び観光情報発信事業について、要綱に基づき、それぞれ補助金を交付している。</p> <p>ウエルカムカード作成等要綱及び観光情報発信要綱によると、補助金の額は補助対象経費の100分の10以内となっているが、事業実施に伴い得られた広告収入額については、その2分の1の額を補助対象経費から控除するとしている。</p> <p>しかしながら、財団からの実績報告におけるこれらの広告収入額を見ると、ウエルカムカード作成等事業については、平成25年度は150万円、平成26年度は250万円が補助対象経費から控除されていた。</p> <p>また、観光情報発信事業についても、平成25年度は50万円、平成26年度は85万円が控除されていた。</p> <p>これらは、財団が、補助金の確定時における実績報告書において控除すべき広告収入額の算定を誤ったためであり、また、局においても補助金の審査が不十分であったことによるものである。</p> <p>財団は、補助金対象経費の算定を適正に行うとともに、誤って受領した補助金を返還された。局は、補助金交付額の確定に当たり審査事務を適正に行うとともに、財団に対して補助金の返還を求められた。</p>	<p>財団は、誤って受領した補助金を返還する旨を局に申し、平成28年1月6日付けで補助金の返還を行った。</p> <p>今後の実績報告及び経理管理の2部門において、それぞれ担当者とは局長が二重に報告書の内容確認を行うよう体制を強化し、人的ミスによる再発防止を図った。</p> <p>また、局から、平成27年12月に観光部が整備した補助金検査マニュアルと、財務局主催の平成27年度補助金交付適正化研修資料の提供を受けた。これを全職員に配布・周知し、補助事業を行う上で具体的に留意すべき点について把握・徹底させ、体制強化を図った。</p> <p>今後は、都が行う会計業務や補助金に係る研修に、経理担当と、事業担当を積極的に参加させ、職員個々の意識向上や知識増進に努める。</p> <p>局は、平成28年1月5日付けで当該補助金に係る交付決定一部取消しを行い、金額を誤って交付した補助金について財団に返還を求め、同月6日付けで財団からの返還を確認した。</p> <p>その上で、平成28年2月17日付けで当該2事業に係る補助金交付要綱を改正し、実績報告の様式を改めた。これにより、平成27年度事業報告から、実績報告における控除すべき広告収入額の算定方法及び経理が明確化された。</p> <p>また、観光部において平成27年12月に補助金検査マニュアルを整備して部内に周知し、補助金検査における実務上の留意点を各職員に徹底した。</p> <p>今後は、マニュアルの活用や研修参加を積極的に促し、適正な事務の推進と体制強化に努めていく。</p>

番号 (対象局 団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
104 産業労働局 (公益財団 法人東京視 光財団)	補助金の 実績報告を 適正に行う べきもの	局は、財団に対して、ウェブカムカード作 成等事業及び視光情報発信事業について、業 績に基づきそれぞれ補助金を交付している。 これら2事業について財団は、事業実施のた め業務委託を行っている。 これらの委託契約は、平成25年度に契約 を締結し、同年度中に履行完了している。こ の委託経費について、財団は、平成25年度 の補助金として申請し実績報告すべきところ を、誤って平成26年度の事業として実績報 告を行い、局も誤って平成26年度の補助金 として32万1,720円を支出しているこ とが認められた。 しかしながら、平成25年度に実施した事 業について、平成26年度の補助事業とする ことは適正でない。 財団は、補助金の実績報告を適正に行うと ともに、年度を誤って申請し、受領した補助 金を返還されたい。 局は、補助金交付額の確定に当たり審査事 務を適正に行うとともに、財団に対して補助 金の返還を求められた。	財団は、年度を誤って受領 した補助金について、その経 理処理の誤り及び当該補助 金に係る返還を局に具申し、 平成28年1月13日付け で返還を行った。 また、局から、平成27 年12月に観光部が整備し た補助金検査マニュアルと、 財務局主催の平成27年度 補助金交付適正化研修資料 の提供を受けた。これを全職 員に配布・周知し、補助事業 を行う上で具体的に留意す べき点について把握、徹底さ せ、体制強化を図った。 今後は、都が行う会計実務 や補助金に係る研修に、経理 担当・事業担当を積極的に参 加させ、職員個々の意識向上 や知識醸成を努める。 局は、平成28年1月4日 付けで当該補助金に係る交 付決定一部取消しを行い、金 額を誤って交付した補助金 について財団に返還を求め、 同月13日付けで返還を確 認した。 また、観光部において平 成27年12月に補助金検 査マニュアルを整備して部 内に周知し、補助金検査にお ける実務上の留意点を各職 員に徹底した。 今後は、マニュアルの活用 や研修参加を積極的に促し、 適正な事務の推進と体制強 化に努めていく。
105 中央卸売市 場(東京多 摩青果株式 会 社など3会 社)	拠算定に より過大に 交付した補 助金の返還 を求めるべ きもの	平成26年度の管理衛生費補助金交付にお いて、東京多摩青果株式会社が開設する東 都東久留米地方卸売市場への補助金交付の算 定計算を誤り、17万5,000円の過大交 付があった。 これは、補助金の算定において、関係帳票 等の確認を入念に行わず、基本的な事務処理 を誤ったためである。	補助金の返還については、 平成28年1月7日に会社 に対し、過大となった補 助金についてその経緯を説 明し了解を得て、同年2 月23日付けで会社に対し 返還手続に係る文書を送付 し、同年3月3日に納付済 であることを確認した。 今後の再発防止に向け、補 助金事務を行う際には、担当 者はじめ複数の者による算 定帳票の確認を行うよう、チ ェック体制を見直した。
106 建設局 (公益財団 法人東京動 物園協会)	通用門の 施設管理を 適切に行う べきもの	協会は、協会が管理運営している恩賜上野 動物園において、夜間警備の業務委託(実施 時間：17時15分から翌日8時30分まで) を実施している。 本契約の仕様書によれば、園内施設定期巡 視し、その際に南京錠で施設管理してい る10か所の通用門(園外と通じている出入 口)の施設確認等も行うこととしている。 通用門の南京錠の鍵は、ほぼ全員の園職員 に貸与されており、職員は開錠と同時に必ず 施錠もしなければならない。 しかしながら、受託者による警備報告書 を見たところ、10か所の通用門のうち7か所 について、施錠忘れが記載されていることが 認められた。また、協会は、夜間警備日誌に より施錠忘れの報告を受けているにもかかわらず、A門及びB門については、施錠忘れが 繰り返されており、こうした状況が不法侵入 のリスクを生じさせている。	通用門の施設管理につ いては、直ちに各通用門に施錠 の徹底についての注意喚起 の指示を行うとともに、各課 の業務会議等を通じて園職 員全員に施設の徹底につ いて指導した。 なお、南京錠で施錠されて いる職員用の通用門に 変更が困難なもの以外につ いて、平成28年度中を目途 に順次オートロック式の錠 に変更する予定である。
107 交通局 (株式会社 東京交通会 社)	契約に基 づき土地の 管理を適正 に行うべき もの	① 協会は、局と土地の賃貸借契約を締結し、 土地を借り受けしており、当該土地について、 Aと自動車駐車場契約を締結している。 ところで、自動車駐車場契約の内容と実際の 当該土地の使用状況を見たところ、以下の とおり適正でない状況が見受けられた。 ② 会社が、Aと締結した条断の自動車駐車 場契約は、来客用自動車4台を駐車させる 土地全体が駐車場として使用されている。 これについて確認したところ、AがBに 当該土地全体を駐車場として運営管理させ ていることが認められ、会社は、自動車駐 車場契約の内容と実際の使用状況とが異なる ことを認識しながら、放置している。 また、会社と局の土地の賃貸借契約によ れば、当該土地に施設物を設置するときは、 局の承認を受けなければならないとされて いるが、Bが当該土地に施設物を設置して いることを会社は認識しているにもかかわらず、局の承認を受けていない。 ③ 会社が、Aと締結した瑞江の自動車駐車 場契約は、来客用自動車15台を駐車させ るものであるが、実際は、駐車場の一部が 駐輪場に変更され、当該土地全体は、駐輪 場・駐車場として使用されていた。 これについて確認したところ、AがBに 当該土地全体を駐輪場・駐車場として運営管 理させていることが認められた。 会社は、自動車駐車場契約の内容と実際の 当該土地の使用状況とが異なることを認 識しながら、放置している。	① 会社は、局に平成28 年1月20日付けで条断 の土地賃貸借契約につ いて、転貸禁止事項の解除等 に関する協議書を出し、局 から同日付けで転貸禁止 事項の解除及びBへ転貸 することの承諾、並びに施 設物設置の承認の回答を 受けた。これは、会社と Aは、駐輪場利用のため の土地賃貸借契約(「駐輪 場利用契約書」と覚書を 同日付けで締結した。以上 により、契約内容と実際の 使用状況が異なることを 是正し、施設物の設置につ いて局の承認を受けた。 ② 会社は、局に平成28 年1月20日付けで瑞江 の土地賃貸借契約につ いて、契約条項第7条に基づ きAへの転貸に関する協 議書を出し、局から同日付 けで承諾の回答を受けた。 この承諾を受け、当社とA は、駐車場等利用のための 土地賃貸借契約(「駐車場 等利用契約書」と覚書を 同日付けで締結し、契約内 容と実際の使用状況が異 なることを是正した。

番号 対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
108 交通局 (株式会社 東京交通会 館)	委託業務 費用の返還 を求めら るもの	局は、会社と「東京交通会館の建物等の維持、管理、修繕、使用等に關する協定」(以下「協定」という。)を締結して、局の建物持分割合に応じた警備保安係の人員費等、維持管理委託料を合算し、業務委託費用として会社へ支払っている。 また、業務委託費用については、毎年度、前年実績に基づき会社で算定し、局がこれを確認した上で、5、8、11、2月の4回に分けて会社に支払っている。 ところで、平成25年度と平成26年度の実績額を確認したところ、受付業務に係る案内係の人員費について、普通傷害保険(従業員災害補償プラン)の年額保険料を課す月額保険料として算定していることが認められた。また、警備保安係の人員費の算定について、端数処理の誤りが認められた。 その結果、平成25年度の実績算定は26万9,558円、平成26年度の実績算定は20万3,439円がそれぞれ過大となっており、平成25年度分は過大額の全額、平成26年度分は、監査日(平成27年9月26日)現在、過大額のうち10万1,720円が過大支出となっている。	平成26年度実績分の業務委託費の過大支出額は、平成28年1月28日付けで協定を改定し、平成28年2月29日支出の業務委託費第4四半期分の支払で精算した。 また、平成25年度実績分の過大支出額については、平成28年2月29日付けで、会社が局へ返還を行った。 局が会社から業務委託費の請求を受ける際には、会社料も提出することとし、局が行えるようにした。会社では、今後算定ミスを含め、見積りやダブルチェック体制の確立を行った。

【意見・要望事項】

番号 対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
109 都市整備局 (首都高速 道路株式会 社)	高速道路 上における 作業場(保 安施設)に 関する仕様 書類について	会社は、高速1号羽田線のコンクリート桁橋において耐震性を向上させるため、「(仮)支保・連結装置耐震性向上工事1-104(2)」(工事場所：港区海岸二丁目他、変更後工期：平成21.10.17～平成28.3.23 契約金額:4.2億3,475万4,359円)の工事請負契約を締結している。 ところで、会社の土木工事共通仕様書による、安全衛生管理に關して、建設工事公衆災害防止対策要綱(平成5年建設省経建発第1号、以下「要綱」という。)を守らなければならないとしている。要綱では、公衆が誤って作業場に立ち入ることのないようさく等を設置し、作業場の範囲を明確にしなければならぬと定めている。 高速道路上の作業場(保安施設)は、本工事の特記仕様書に記載がないため、共通仕様書に従い、要綱に適合するように設置しななければならない。 しかしながら、本工事の高速道路上の作業場(保安施設)に関する工事記録写真についてみると、セーフティネットのみ広い間隔で設置していた。これは、会社が個別に警察と協議したものであるが、共通仕様書に適合せず、特記仕様書に特段の記載もないことから、それぞれが整合していない。 会社は、高速道路上における作業場(保安施設)に関する仕様書類への記載について検討が望まれる。	会社は、本件意見・要望事項の趣旨を踏まえ、高速道路上の保安施設は「高速道路上工事の保安施設実施要領1(以下「要領」という。))を適用する旨、特記仕様書に明記することを、平成27年10月30日及び同年12月1日に工事担当の審査担当課に周知徹底した。 さらに、特記仕様書への明記及びチェックリストによる確認の徹底に關する文書を、平成27年12月18日に本社から工事担当局に提出するとともに、同年12月24日に工事担当局の課長級を招集し、対策の徹底を指示した。 加えて、平成28年2月に土木工事共通仕様書を一部改訂し、高速道路上の保安施設について要領を適用することを明示した。

[平成27年行政監査(庁舎及び都民利用施設)における都民サービスについて]

[指摘事項]

番号	対象局(団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
110	財務局	誰もがトイレ等を利用しやすいうような適切な情報を提供すべきもの	局は、都庁舎の全面的な改修工事を順次行っており、誰もが安全で快適に利用できるように配慮したユニバーサルデザインの方に基づき設備更新等を進めている。監査日(平成27.11.6)現在、車椅子利用者用トイレ、オストメイト対応設備、ベビースタイル及びビーンチェアについて、都庁見学案内のホームページと現況とで異なる状況が見受けられた。また、工事に伴い、サイン改修も順次実施しているが、オストメイト対応設備が設置されているトイレでその表示がないものについては、工事中も、現在必要とする来庁者が認識できるように表示すべきである。さらに、ベビースタイル及びビーンチェアが設置されているトイレで女性用にしか設置されていない箇所については、その場に男性来庁者も利用できる他所の案内も表示しておくべきである。	ホームページについては、都庁舎改修の進捗状況を踏まえ、正確な情報を記載した東京都庁パリアフリーマップ(英語併記)を速やかに掲載するとともに、受付案内でも配布している。案内表示についても、サイン改修を順次実施しつつ、正しいサインを設置する間、仮サインを表示した。引き続き、来庁者への丁寧かつ的確な案内を実施するとともに、改修の進捗にあわせて迅速かつ適切に情報を提供していく。
111	環境局	利用者への情報提供を適切に行うべきもの	局は、秩父多摩甲斐国立公園の御岳渓谷に吉野米川線(ハイキングコース)を整備し、遊歩道、橋梁、休憩舎、トイレ、駐車場等の自然公園施設を設置し、管理している。ところで、局のホームページを見たところ、吉野米川線に係るトイレ、休憩舎、駐車場の自然公園施設の所在や設備について掲載がなく、利用者が情報を得ることができない状況となっていた。局は、自然のおれあいの場である自然公園の利用を促進するため、自ら施設を設置し管理を行っているにもかかわらず、ホームページ上で施設の所在や設備について情報提供を行っていないことは適切でない。	平成27年11月24日付けで環境局のホームページに吉野米川線の自然公園施設の所在や設備について掲載した。

番号	対象局(団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
112	福祉保健局	最寄駅から児童相談所への案内表示に配慮すべきもの	杉並児童相談所及び北児童相談所は、最寄駅から徒歩10分程度で、ともに駅前の幹線道路から住宅地内に入り込んだ場所に立地している。しかしながら、最寄駅構内にある周辺案内図及び幹線道路から住宅地へ向かう交差点に地元区が設置した案内板を見たところ、駅構内の周辺案内図については、杉並児童相談所は記載されていないこと、②区が設置した案内板については、北児童相談所は記載されていないことが確認された。児童相談所へ初めて訪れる来庁者にも最寄駅からの経路がわかりやすいよう、案内表示を管理する関係機関へ積極的に掲載を依頼するなどの働きかけをすべきである。	駅構内の周辺案内図への掲載依頼を行い、平成28年2月現在、児童相談所名が表示されている。区が設置した案内板への掲載依頼を行い、平成28年2月現在、児童相談所名が表示されている。
113	福祉保健局	プレイルームの空間づくりに係る配慮を徹底すべきもの	「児童相談所運営指針」によれば、児童相談所の各部屋の配置に当たっては、子供等が心理的に安心できる空間づくりに配慮することが望ましい旨定められている。ところで、多摩児童相談所のプレイルームを見たところ、ドアの上等にフラインドが設置おらず、向かいの民間ビルからの視界が閉ざされていない状況が認められた。指定管理者が管理するホームページ「むさしのの都立公園」を見たところ、次のとおり、問題点が認められた。ア ホームページに掲載されている公園のうち8公園について、マップに示されている記号の凡例がなく、トイレを表す●や、だれでもトイレを表す★などの記号が何を示しているのか読み取れない。イ 武蔵野中央公園について、正面口付近にあるバス停の名称は「武蔵野中央公園」であるが、ホームページの公園マップでは、監査日(平成27.10.28)現在、「1/A 橋町1」となっている。	子供等が心理的に安心できる空間づくりに配慮し、カーテンを設置した。ア 指摘のあった8公園について、マップデータを更新した。イ 武蔵野中央公園の公園マップデータは指摘後直ちに修正した。
115	建設局	苦情・要望の対応状況を適切に管理すべきもの	西郡公園緑地事務所では、直営で管理している井の頭恩賜公園に対する苦情・要望について、苦情等受付者が作成した「苦情・要望管理シート」等の個票を各担当者、各係長及び管理課長に回覧し、対応を行っている。これらの個票を見たところ、苦情等受付時の処理内容のみが記載され、その後の処理状況や結果が記載されており、対応結果は、担当者によって個別に問い合わせられはわかない状況となっていることが認められた。このため、苦情・要望の傾向や対応状況を組織的に把握し、情報共有する必要がある。	平成28年1月以降、対応結果について管理課長及び関係課長代理が確認を行う一覧表を作成し、的確に苦情・要望結果の把握・情報共有を行っている。

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
116	建設局	苦情等の対応状況の確認を行い、業務に反映させる仕組みを構築させるべきもの	各公園緑地事務所は、指定管理者に対して「管理運営月報」による報告を求め、管理運営状況について確認・分析を行っている。そこで、指定管理者から報告されている各種報告、苦情・要望・意見及びその対応状況について見たところ、西部公園緑地事務所管の公園について、苦情・要望・意見に係る対応状況が報告されているもの、「検討する旨広えた」などとする記載であり、最終的な処理・措置状況の記載がない。局は、苦情等について、その処理・措置状況など、指定管理者が適切に管理運営業務へ反映しているかを確認する必要がある。	各指定管理者に対し、継続案件を明確にし、処理状況を進行管理しやすくなるよう、毎月の報告の様式に苦情・要望への最終的な処理・措置状況を記載するよう平成27年12月16日に指示し、同年12月の報告から実施した。
117	建設局	利用者ニーズの把握及び業務への反映に向け、報告内容を適切に確認すべきもの	指定管理者から提出される「管理運営月報」は、入園者数のほか、問合せ、苦情、要望、激励の件数などが記載されている。そのうち、要望・激励の件数となり、その内容を記載するものとなっていない。このため、西部公園緑地事務所では、指定管理者に内訳がわかる資料を提出させているが、東部公園緑地事務所はこれを行っておらず、指定管理者制度を導入している所管の都立公園に係る要望・激励の内訳(件数、内容)が不明となっている。要望は対応を要するものであり、また、利用者ニーズとして指定管理者の管理運営業務及び局の業務に反映するものであることから、利用者ニーズの把握及び業務への反映について、効果的に行う必要がある。	要望の報告件数については、指定管理者に対して指導を行い、平成27年12月分履行確認から、任意項目である激励と分けて記載するよう改めた。また、要望の内訳については、別紙で全件を報告するよう改めた。
118	建設局	意見箱の設置により利用者ニーズの把握の充実を図るべきもの	各都立公園では、利用者満足度調査のほか、常時かつ気軽に意見・要望等を寄せられるよう意見箱を公園の管理所に常年設置するなどとして、幅広く利用者ニーズの把握に努めている。しかしながら、西部公園緑地事務所が直営管理している井の頭恩賜公園においては、管理所など公園内に意見箱を設置しておらず、また、ホームページなどに意見・要望等を寄せられるような代替手段もない。簡便に幅広く利用者ニーズを把握する一手段である意見箱の設置は、通年に渡り幅広く利用者ニーズを把握し、当該公園の管理運営及び所管公園の指定管理状況の確認・指導業務に反映させるための重要な手段である。	利用者ニーズを把握するため、平成27年12月2日に井の頭恩賜公園案内所入口に「ご意見箱」を設置し、毎日投書の有無を確認している。

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
119	港務局	園路の現状を正確に情報提供すべきもの	海上公園では、誰もが利用しやすいものとするため、案内板においても、公園の現況に合わせ、様々な工夫がなされている。ところで、大井ふ頭中央海浜公園に設置されている案内板については、車椅子での通行が可能な園路として、車椅子用ルートが記されている。当該ルートを確認したところ、なぎさの森エリアにおいて、なぎさの森管理事務所からしおび殿に向かうルートの一部に、介添者の支えがないと車椅子での通行が困難な急勾配があった。しかしながら、このような場所があることは案内板からは確認できず、公園利用者の利便性が低下する状況となっていたため、正確な情報を提供する必要があった。	今回指摘のあったなぎさの森エリアのルートについては、平成27年11月、公園内の案内板全てに、「このルートは介助者の同伴が必要です」という案内を貼付することにより案内表の修正を行った。
120	港務局	苦情等の対応状況の確認を行い、業務に反映させる仕組みを構築させるべきもの	指定管理者から報告されている各種報告、苦情・要望・意見及びその対応状況について見たところ、苦情・要望に係る対応が報告されているものの、「検討する旨広えた」などとする記載であり、最終的な処理・措置状況が記載されていない。局は、苦情等について、その処理・措置状況など、指定管理者が適切に管理運営業務へ反映しているかを確認する必要がある。	平成28年1月29日に東京港管理事務所内において、海上公園指定管理者月例会を開催し、苦情等対応報告のあった案件のうち継続して対応を要するものについて、新たに「苦情等対応経過報告書」の様式を定め、月例会報告に添付するよう指定管理者に指示した。今後は、月例会報告に添付させることにより対応状況の確認を行い、必要に応じて業務に反映させていく。
121	港務局	利用者ニーズの把握及び業務への反映に努めるべきもの	指定管理者から提出された「管理運営月報」では、問合せ・苦情・要望の件数が報告されており、苦情・要望については、その内容について報告されているが、問合せについては、その内容及び対応について報告を求めている。そこで、葛西海浜公園では「主な月間問い合わせ内容の一覧」を提出しており、この内容について見たところ、駐車場案内に関するものが12か月中6か月報告されている。葛西臨海公園の駐車場を案内しており、その内容を局発行の「海上公園ガイド」及びホームページに記載することが有効である旨を現地調査で説明したところ、局は、葛西海浜公園のホームページを改訂した。このように、問合せもニーズの一端であり、指定管理者の管理運営業務及び局の管理業務に反映させ、サービスの向上を図るものもあることから、利用者ニーズの把握及び業務への反映について、効果的に行う必要がある。	平成28年1月29日に東京港管理事務所内において、海上公園指定管理者月例会を開催した。この月例会において、葛西海浜公園以外の指定管理者についても、同じ内容の問合せが多いものについて、「主な問合せ内容及び対応事例」の様式を使用し、月例会報告の際に報告するよう指定管理者に指示した。今後は、利用者ニーズを把握し、問合せの多いもの等について必要に応じて指定管理者のホームページやパンフレット等に掲載させるなど管理業務へ反映していく。

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
122	警視庁	施設の利用状況に合わせ速やかに案内図を更新すべきもの	江東運転免許試験場は、地上5階地下1階の庁舎であり、「各階の施設や取扱業務の案内」と「当該階のレイアウト」を表示した案内図が各階に設置されており、利用者に對する利便性の向上が図られている。ところで、試験場内に掲示されている案内図を確認したところ、監査日(平成27.10.29)現在、 ① 2階では、レイアウト表示部分にガムテープ等が貼られて当該階のレイアウトがわからない ② 3階では、フロア改修等で新たに設置された講習室2室が表示されていない ③ 5階では、当該階施設の表示内容が他階の案内図表示と異なる など、実際の利用状況と異なっている部分が認められた。案内図を更新されたい。	案内図については、監査日以降、速やかに、施設の現状に合うよう文字テープにより修正を行った。更に、より利用者にとつてわかりやすいものとするよう、平成28年2月13日に案内図の更新を行った。

【意見・要望事項】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
123	建設局	施設改修に係るサイベス向上のための共通認識づくりについて	局は、自らが実施する各公園施設の大規模改修について、各指定管理者に毎年度、施設改修要望を提出させている。しかしながら、施設改修要望に対する結果についてフォローアップする仕組みはあるものの、予算措置されたものを中心の内容となっており、予算要求を延期したものでないことが評価されなかったものについては、これらに対する局の評価、実施方針、実現の見通しなどの情報が、各指定管理者に提供されていない事例が見受けられた。局から情報を得られた場合には、指定管理者が自ら行う維持管理の中で、代替的な方策を検討し創意工夫を取り組んでいく事例(府中の森公園・トイレットペーパー設置など)もあることから、施設改修要望について、指定管理者と積極的に意思疎通を行い、サイベス向上のための共通認識を高める必要がある。	局は、平成28年1月21日に指定管理業務に関する説明会において、施設改修要望に係る情報共有を深め、指定管理業務へ反映していくことを各指定管理者に要請した。また、平成28年2月5日の予算説明会において、指定管理者に対して予算要求の結果などについても積極的に意思疎通を図り、共通認識を高めることを東部公園緑地事務所及び西部公園緑地事務所の職員に周知徹底した。
124	港務局	施設改修に係るサイベス向上のための共通認識づくりについて	局は、自らが実施する各公園施設の大規模改修について、各指定管理者に、毎年度、当該事業について施設改修要望を提出させているが、これには、遊具を始めとする安全確保のための補修・更新も含まれている。しかしながら、これらの指定管理者からの施設改修要望に対する結果について、月別連絡会などフォローアップする仕組みはあるが、一部、各指定管理者に提供されていない事例が見受けられた。施設改修要望に対する局の評価、実施方針、実現の見通しなどの情報を、指定管理者が自ら行う維持管理の中で、代替的な方策を検討し創意工夫をして改善に取り組んでいるもの(大井ふ頭中央海浜公園：第二球技場の故障した電光掲示板に代わる簡易デジタル時計を措置した例)もあるものの、施設改修要望について、局の評価、実施方針、実現の見通しなどの情報を可及範囲で提供し、指定管理者の果たすべき役割などを明確に示すことで、サイベス向上のための共通認識を高める必要がある。局は、施設改修要望に係るサイベス向上のための共通認識を高めることが望まれる。	平成28年1月29日に東京港管理事務所内において、海上公園指定管理者月例会を開催し、指定管理者に対し、平成28年度予算項目及び平成27年度未調になった案件を記載した(平成28年度 都施工案件(仮設公園改修)1一覧表を配布することにより、平成28年度執行予定の案件等について、共通認識を図った。「改修等要望箇所一覧表」に基づき、指定管理者とヒアリングを行い、可能な範囲で今後の見通しについて説明を行っている。今後も、指定管理者から改修等要望を受けた案件の予算化状況について、月例会や電子メール等も活用しながら、可能な限り早い段階で情報提供、情報共有を行い、サイベス向上のための共通認識を高めたい。



発行

東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号  
電話 〇三(五三二一)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山二丁目十三番七  
号  
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001



リサイクル適性

この用紙は、再生紙のうえ  
に印刷されています。